### 生産性向上・賃上げの取組みを支援します!

(令和5年4月)

物価高騰等の影響が続く中、県内中小企業等が継続的に賃上げを実施 するためには、適正な価格転嫁のもと、DXや省エネ、人への投資等 による生産性向上が必要不可欠です。

「富山県賃上げサポート補助金」は、業務改善助成金への上乗せ補助に より、県内事業者(※)の生産性向上・賃上げの取組みを支援します。

※ 業務改善助成金の対象である中小企業・小規模事業者のうち、「富山県賃上げサポート補助金」 の対象は「事業規模30人未満の事業者」に限ります。(令和5年4月以降)

### 支援のあらまし

①賃金引上げ 2設備投資等





設備投資等に要した費用の-

## 厚生労働省(富山労働局)

# 業務改善助成金

中小企業・小規模事業者において、

- ①事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
- ②設備投資等
  - ´・機械設備
  - ・コンサルティング導入
  - ・人材育成・教育訓練 等

を行った場合に、 その費用の一部を助成。

費用の 9/10

費用の 1/10 (注2)

# 富山県 賃上げサポー 補助金

事業規模30人未満の事業者を対象に、 業務改善助成金の額に上乗せ補助。

(注1)業務改善助成金の助成率は最大で9/10 (助成率は賃金引上げの額、対象労働者数等によって異なります。上限額あり)

(注1)

(注2) 県の補助率は、国の助成率にかかわらず一律1/10 (上限額あり)



詳細は、富山県ホームページをご確認ください。

富山県 賃上げサポート

検索





【申請・問い合わせ先】

富山県人材活躍推進センター(富山県賃上げサポート補助金事務局) 〒930-0805 富山市湊入船町9-1(とやま自遊館2階)

TEL: 076-411-9150 E-mail: hojokin@job-suishin.ne.jp

### 富山県賃上げサポート補助金支給までの流れ



#### 補助対象・補助率

補助対象:令和5年4月1日以降に富山労働局に交付申請を行った業務改善助成金であって、

<u>令和6年2月28日まで</u>に交付額確定通知を受けていること。

補助率:対象費用の1/10(一律) ※上限額あり(国の助成上限額の1/10)

#### 申請方法

**令和6年3月8日(必着)** までに、所定の申請書類(業務改善助成金の交付額確定通知書等を添付) を富山県人材活躍推進センター(富山県賃上げサポート補助金事務局)に提出してください。

(予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。)

#### 業務改善助成金の概要

詳細は、厚生労働省・富山労働局ホームページをご確認ください。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材 育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の一部を助成。

コース区分	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業規模 30人未満 の事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上 (※1)	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上 (※1)	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上 (※1)	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上 (※1)	600万円	600万円

#### 助 成 率

870円未満	9/10	
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)	
920円以上	3/4 (4/5)	

() は生産性要件を満たした事業場の場合

#### 申請期限

申請期限:令和6年1月31日●事業完了期限:令和6年2月28日

#### 助成対象事業場

- ●中小企業・小規模事業者であること
- ●事業場内最低賃金と地域別最低賃金 の差額が30円以内
- ●解雇、賃金引き下げなどの不交付事 由がないこと
- ▲ 「富山県賃上げサポート補助金」の上乗せの対象
- (※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。
  - ①賃 金 要 件 : 事業場内最低賃金920円未満の事業場
  - ②生産量要件:売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、

15%以上減少している事業者

③物価高騰要件:原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち

任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。